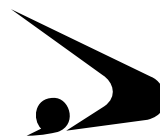


毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

告示

既存の大規模小売店舗の変更に関する届出(三三三〇・商業振興課)
 地籍調査の成果の認証(三三三一・農山村振興課)

都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(三三三二・都市計画課)
 都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(三三三三・都市計画課)

公告

土地改良区の定款変更の認可(山本総合農林事務所)
 土地改良区の役員の就任の届出(仙北総合農林事務所)
 土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可(平鹿総合農林事務所)

告 示

秋田県告示第三百三十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十四年五月十日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
 株式会社タカヤナギ興産 代表取締役 高柳智史

(二) 湯沢市田町二丁目三十六番地の二
 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ワンダーモールタカヤナギ

(三) 仙北郡角館町岩瀬字上菅沢四百四十二番一
 変更しようとする事項

(1) 小売業を行う者の閉店時刻
 株式会社タカヤナギ 外九者

ア 変更前 午後九時
 イ 変更後 午後十一時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前八時四十五分から午後九時十五分まで
 イ 変更後 午前八時四十五分から午後十一時十五分まで

(四) 変更する年月日
 平成十四年五月一日

二 届出年月日
 平成十四年四月二十五日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所
 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
 角館町役場 商工観光課

(二) 縦覧期間
 平成十四年五月十日から同年九月十日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 意見を述べる者の氏名及び住所
 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 意見を述べる理由

秋田県告示第三百三十一号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同法第四項の規定に基づき、公告する。

平成十四年五月十日

秋田県知事 寺田典城

(一) 調査を行った者の名称

- (二) 天王町
成果の名称
南秋田郡天王町の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
南秋田郡天王町大字天王の一部
実施年度及び認証面積
平成十三年度
○・四九平方キロメートル
認証年月日
平成十四年五月一日
- (一) 雄勝町
調査を行った者の名称
雄勝町
成果の名称
雄勝郡雄勝町の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
雄勝郡雄勝町大字下院内の一部
実施年度及び認証面積
平成十二年度及び平成十三年度
○・九二平方キロメートル
認証年月日
平成十四年五月一日

秋田県告示第三百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年五月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 都市計画の種類及び名称
大館都市計画道路（一・三・二号大館南高速線 一・三・一号根下戸商人留線及び三・三・三号山館立花線）の変更
二 都市計画を変更した土地の区域
（一） 一・三・二号大館南高速線

- 追加した部分 大館市堂ノ沢国有林地内、大子内字堂ノ沢、字八ツ橋、字作兵卫田、字松ノ木、字林ノ上、字林ノ下及び字道下、大披字上野台、字川添及び字川添関口、本宮字下野、出川字上田表、字下八幡岱、字堤谷地、字上屋布岱、字下屋布岱及び字上野、檀崎字出川道上、字上野道上及び字大道下、根下戸字長沼、字長沼布及び字赤沼並びに根下戸新町
（二） 一・三・一号根下戸商人留線
変更なし
（三） 三・三・三号山館立花線
削除した部分 大館市根下戸新町及び檀崎字土貝
変更した部分 大館市根下戸字長沼布及び字赤沼並びに檀崎字大中島
三 都市計画の変更年月日 平成十四年五月十日

秋田県告示第三百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年五月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 都市計画の種類及び名称
鷹巣都市計画道路（一・三・一号鷹巣高速線、三・三・十号大堤鷹巣小森線、三・四・三号太田川口線及び三・四・十二号小森川口線）の変更
二 都市計画を変更した土地の区域
（一） 一・三・一号鷹巣高速線
追加した部分 北秋田郡鷹巣町脇神字八ヶノ下、字からむし岱、字法泉坊沢、字向前田、字タラノ沢、字寺下、字太田尻、字下太田表、字小森川添、字藤株前田、字高森下岱、字藤株下岱、字上野及び字藤株上岱並びに栄字高森岱、字古屋敷下、字上三鳥越、字中小又沢、字時ノ沢、字孫六岱、字鳥屋場岱、字会沢、字大悪木、字折戸、字大沢倉下及び国有林地内
（二） 三・三・十号大堤鷹巣小森線
変更した部分 北秋田郡鷹巣町脇神字高森下岱
（三） 三・四・三号太田川口線
追加した部分 北秋田郡鷹巣町脇神字下金堀、字中金堀、字からむし岱及び字上からむし岱

変更した部分 北秋田郡鷹巣町脇神字川戸沼内悪戸
 三・四・十二号小森川口線
 (四) 追加した部分 北秋田郡鷹巣町中屋敷字林台、字脇神閣下、字中悪戸、字下川原、字藤木廻、字地切廻及び字鳥尾場下地切並びに脇神字寺ノ沢、字タタラノ沢、字館ヶ沢西又、字向前田、字八ヶノ下及び字からむし岱
 三 都市計画の変更年月日 平成十四年五月十日

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区から申請があつた定款変更について、次のとおり認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十四年五月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 八竜町浜口土地改良区
 認可年月日 平成十四年四月二十六日
- 二 能代市浅内土地改良区
 認可年月日 平成十四年四月二十六日

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、西仙北町東土地改良区から次のとおり役員の内出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成十四年五月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

就任理事の住所及び氏名
 仙北郡西仙北町土川字雁田沢二十二番地 小木田 好

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定により、増田町から申請があつた新たな土地改良事業(戸波地区基盤整備促進事業)の施行について、平成十四年四月十日認可したので、同法第十一項の規定に基づき、公告する。
 平成十四年五月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄